

飯豊町健康福祉センターLED照明機器 賃貸借事業（長期継続契約）仕様書

1 事業名

飯豊町健康福祉センターLED照明機器賃貸借事業（長期継続契約）

2 事業の目的

飯豊町の地球温暖化対策実行計画に基づき、飯豊町健康福祉センターの照明を省エネルギーかつ長寿命のLED照明へ更新し、電気使用量と環境負荷、費用負担の軽減を図る。

3 事業実施場所

山形県西置賜郡飯豊町大字椿3,654番1
飯豊町健康福祉センター
(国保総合保健施設・介護老人保健施設「美の里」・国民健康保険診療所)

4 契約方式

賃貸借契約によるものとし、LED照明機器への交換工事、既存照明器具の撤去・運搬・処分に要する費用は受注者の負担とする。
また、契約方法は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

5 事業期間

- (1) LED照明機器への交換等：契約締結日から令和8年12月31日まで
- (2) 賃貸借期間：施工の完了を確認した日の属する月から7年間（84か月）

6 LED光源等仕様

- (1) 使用するLED光源は、設置場所にに応じて「調光タイプ」と「非調光タイプ」に対応すること。調光機能は4段階以上（100パーセントから30パーセント程度）を有する機器であることとし、専用工具等を用いることなく、利用者において簡単に調光することができること。
- (2) コスト削減等経済性に配慮し、蛍光灯用の既存安定器を撤去の上、下記のとおり対応すること。
 - ア 調光タイプ光源 LED対応型安定器を設置（別置型）
 - イ 非調光タイプ光源 LED対応型安定器の設置、若しくは安定器を内蔵
 - ウ 蛍光灯コンパクト管器具 安定器内蔵の器具と交換
- (3) 直管タイプの照明器具本体は、安全性を確保の上、既存器具を使用しても構わない。
- (4) LED光源の定格寿命は、調光タイプ光源が50,000時間以上、非調光タイプ光源が40,000時間以上であること。
- (5) 交換設置される40W対応型LED光源は、従前の40W対応型蛍光灯具1基と同程度の照度において消費電力を70パーセント以上削減できること。
- (6) 光源に使用するLEDパーツは日本製とし、国内で組み立てられた新品未使用品であること。
- (7) 種類と数量は別表のとおりとする。

7 LED光源等付け替え施工

- (1) 付け替え施工時に使用する雑材は、すべて新品未使用とする。
- (2) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を

提示すること。なお、施工計画書の作成に当たっては、発注者側と綿密な打合せを実施し、業務に支障が出ないよう最大限の配慮をすること。

- (3) 施工に当たっては作業手順書、各施設担当者の指示に従い適切に行うこと。
- (4) 施工は建設業許可における電気工事業の許可を有する者が行うこととし、下請も同様とする。
- (5) 付け替え、設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから施工すること。調査時において仕様書等との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。
- (6) 納入・搬出経路については、施設の管理運営上の支障に十分に配慮し、各施設担当者の承諾を得ること。設置作業に当たっての安全管理については、安全確保に必要な措置を講ずること。とりわけ、利用者の安全対策には十分な配慮を行い事故のないように施工すること。
- (7) LED光源施工時の不点灯や施工後の落下等不測の事態を防止するため、電線類や照明器具本体等に変形、硬化、ひび割れ、芯線露出などがある場合や端子台等の配線部品及び光源取付け部に変色、変形、ひび割れ、がたつき、破損、緩み等がある場合には、その部分の交換を行うこと。
なお、交換費用は受注者が負担するものとする。
交換の基準：ひびが入っている、変色している、腐食している等客観的に判断し長期の使用に耐えられないと判断できるもの。
- (8) 本件契約内容の施工に付随して発生する軽微な建築工事、修繕等があった場合は本件契約の作業範囲として対応すること。
- (9) 施工に伴い停電する必要がある場合、あるいは各施設の運営上必要な機能を停止する必要がある場合は、事前に各施設と日程等を調整し、事故等の防止を図ること。
- (10) 施工に際しては、必要に応じて適正な養生等を行うこと。
- (11) 施工に伴い他の設備、備品等を損傷又は汚損しないように十分注意の上、万が一係る事態が発生した場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (12) 施工後、必要に応じて床の清掃を行うこと。
- (13) 施工時間帯は、各施設の指示に従うこと。
- (14) 施工前及び施工後に、点灯試験、照度測定及び分電盤の回路ごとの絶縁測定を実施すること。
- (15) 本仕様書に記載のない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」によることとする。
- (16) 施工に当たり、本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。
- (17) 施工時に発生したこん包材や取り外した既存蛍光灯等は、受注者の責任において適正に処分すること。
- (18) 設置するLED照明器具について、賃貸借であることが分かるようリース期間を記載したラベル等を付すこと。
- (19) 提出書類
 - ア 工事完了届
 - イ 完成図書(A4版2部及びPDFデータ)
 - ウ 工事写真
 - エ 施工前後の照度測定、絶縁測定記録
 - オ 設置した製品のカタログ、取扱い説明書
 - カ 撤去物品、施工時に発生した廃材等を適正に処分したことが確認できる書類
 - キ 現場代理人・技術者届(経歴書)
 - ク 施工体系図

8 維持管理

- (1) 契約期間中における設置したLED光源等の維持管理は、受注者において実施すること。ただし、通常使用以外の行為に起因する破損等に係る交換についてはこの限りでない。
- (2) 通常の使用における経年劣化に伴う照度低下、不点灯等の不具合については迅速に対応することとし、その体制を確立すること。
- (3) LED光源への切替えとの因果関係が不明瞭な不具合が発生した場合は、当該不具合の原因究明に誠心誠意協力すること。
- (4) LED光源への切替えを原因として契約期間中に発生した対人・対物に係る損害については、受注者の責任において賠償すること。併せて、被害者や訴訟等へも誠意をもって対応し、解決すること。
- (5) 契約期間内の保守については、無償とすること。

9 所有権の移転

本件契約に係る全ての物品等について、契約期間満了後の所有権は飯豊町に帰属することとし、所有権移転手続に係る費用を含めて無償で譲渡すること。

10 支払方法

本件契約に関する賃借料は、月額払いにより当月分を翌月末日までに支払うことを原則として、受注者からの請求に基づき指定の口座へ振込みにて支払う。ただし、請求及び支払の時期については相談に応ずる。

なお、賃借料の支払いに当たり、受注者側が指定するリース会社等、受注者以外の者からの請求となることが明らかな場合、その事業者名等の詳細を契約書に明記すること。

11 守秘義務

受注者は、本事業の実施に関して知り得た秘密に当たる情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了した後においても同様とする。

別表

LEDランプ種類	使用本数等
(1)直管40W_代替(電源外付型)(調光)	235本
(2)40W型ベースライト 無段階調光	10基
(3)直管20W_代替(電源内蔵型)	18本
(4)小型ブラケット	15基
(5)特殊コンパクト 32W_代替(電源外付け型)(調光)	8基
(6)ダウンライトΦ150	325基
(7)半円ブラケット	7基
(8)人感センサー付きブラケット	30基
(9)E26型40W	13基
(10)シーリングライト	2基
(11)キッチン灯	7基
(12)高所ダウンライトΦ400	9基
(13)高所ダウンライトΦ250	10基
(14)直管対応型(電源内蔵型)	102本
(15)350口スクエア照明	35基
(16)450口スクエア照明	29基
(17)600口スクエア照明	39基
(18)口金回転式40W型(電源内蔵型)	52本

※別添 飯豊町健康福祉センター平面図及び飯豊町健康福祉センター照明器具姿図(現在使用)についても参照のこと